

岐阜大学教育学部附属郷土博物館利用要項

(令和元年9月19日)

改正 令和5年3月15日

(趣旨)

第1条 この要項は、岐阜大学教育学部附属郷土博物館所蔵資料（以下、「所蔵資料」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(範囲)

第2条 所蔵資料の範囲は、岐阜大学教育学部附属郷土博物館長（以下「館長」という。）が定める教育学部附属郷土博物館所蔵の原物及びその複製物とする。

(利用目的)

第3条 所蔵資料の利用は、教育、学術及び文化の発展に寄与し、館長が特に認めた用途に供することを目的とする場合に限る。

(利用の許可)

第4条 所蔵資料の利用を希望する者は、利用目的に応じ、所定の申請書（様式1-1、様式2-1又は様式3-1）を館長に提出し、許可を得なければならない。

2 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可しないものとする。

- 一 所蔵資料の保存に悪影響を及ぼす可能性のある場合
- 二 著作権、所有権、肖像権その他これらに類する権利を侵害するおそれがある場合
- 三 その他不許可と判断するに足る相当な理由がある場合

(利用上の注意)

第5条 所蔵資料の利用にあたっては、所蔵資料への悪影響を回避するとともに、紛失及び破損等を最大限防止するための対策を講じるものとする。

第6条 所蔵資料の利用に際し、費用が生ずる場合は、利用者が負担するものとする。

第7条 利用者は、許可された所蔵資料を展示又は公開する場合、「岐阜大学教育学部附属郷土博物館所蔵」と明示しなければならない。

第8条 利用者は、所蔵資料の利用に際し、この要項に定めるもののほか、館長の指示に従わなくてはならない。

(損害賠償)

第9条 利用者は、所蔵資料を紛失又は破損した場合、その損害を弁償しなければならない。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、所蔵資料利用に関する必要な事項は、学部運営委員会の議を経て館長が別に定める。

附 則

この要項は、令和元年9月19日から実施する。

附 則

この要項は、令和5年3月15日から施行する。

所蔵資料閲覧申請書

岐阜大学教育学部附属郷土博物館長 様

提出日	年 月 日
申請者名	
所属・役職	
住所	〒
電話番号	
その他	

岐阜大学教育学部附属郷土博物館所蔵資料の閲覧について、次のとおり申請します。

1. 資料名 (文書名・番号など)

2. 閲覧目的

当てはまる項目に○印をつけてください。「その他」の場合には閲覧目的を具体的に記入してください。

<input type="checkbox"/>	研究
<input type="checkbox"/>	その他 []

3. 閲覧希望日時 (複数提出)

第1希望	年 月 日 () : ~ :
第2希望	年 月 日 () : ~ :
第3希望	年 月 日 () : ~ :

4. 資料の閲覧にあたっては、次の点にご留意ください。

- 一、資料の閲覧に際し、破損しないよう最大限ご注意ください。
- 一、撮影は可能ですが、引用や掲載、公開など二次使用の場合は別途許可申請が必要です。
- 一、資料によっては閲覧できないものもあります。
- 一、その他、岐阜大学教育学部附属郷土博物館の指示に従ってください。
- 一、申請者が学部生・院生等の場合、責任者名（指導教員など）および連絡先を「その他」に記入してください。

(様式1-2)

所蔵資料閲覧許可書

年 月 日

様

岐阜大学教育学部附属郷土博物館長

岐阜大学教育学部附属郷土博物館所蔵資料の閲覧について、下記のとおり許可します。

記

1. 資料名 (文書名・番号など)

2. 閲覧日時 年 月 日

3. 注意点

- 一、資料の閲覧に際し、汚損、破損等のないよう最大限ご注意ください。
- 一、撮影は可能ですが、引用や掲載、公開など二次使用の場合は別途許可申請が必要です。
- 一、資料によっては閲覧できないものもあります。
- 一、その他、岐阜大学教育学部附属郷土博物館の指示に従ってください。

所蔵資料掲載申請書

岐阜大学教育学部附属郷土博物館長 様

提出日	年 月 日
申請者名	印
所属・役職	
住所	〒
電話番号	
その他	

岐阜大学教育学部附属郷土博物館所蔵資料の掲載について、次のとおり申請します。

1. 資料名 (文書名・番号など)

2. 掲載の目的

3. 発行者及び編集責任者

4. 資料の使用にあたっては、次の事項を遵守いたします。

- 一、上記以外の目的で使用しません。
- 一、上記の出版物等において「岐阜大学教育学部附属郷土博物館所蔵」の表示を行います。
- 一、上記の出版物を一部、岐阜大学教育学部附属郷土博物館に寄贈します。
- 一、デジタルデータ作成の場合は、データおよび掲載の記録媒体を寄贈します。
- 一、その他岐阜大学教育学部附属郷土博物館の指示に従います。

(様式2-2)

所蔵資料掲載許可書

年 月 日

様

岐阜大学教育学部附属郷土博物館長

岐阜大学教育学部附属郷土博物館所蔵資料の掲載について、下記のとおり許可します。

記

1. 資料名 (文書名・番号など)

2. 掲載の目的

3. 発行者及び編集責任者

4. 資料の使用にあたっては、次の事項を遵守すること。

- 一、上記以外の目的で使用しないこと。
- 一、上記の出版物等において「岐阜大学教育学部附属郷土博物館所蔵」の表示を行うこと。
- 一、上記の出版物を一部、岐阜大学教育学部附属郷土博物館に寄贈すること。
- 一、デジタルデータ作成の場合は、データおよび掲載の記録媒体を寄贈すること。
- 一、その他岐阜大学教育学部附属郷土博物館の指示に従うこと。

所蔵資料借用申請書

岐阜大学教育学部附属郷土博物館長 様

提出日	年 月 日
申請者名	印
所属・役職	
住所	〒
電話	
その他	

岐阜大学教育学部附属郷土博物館所蔵資料を借用について、次のとおり申請します。

1. 資料名 (文書名・番号など)

2. 借用目的

3. 借用希望期間 (2ヵ月以内)

4. 資料の借用にあたっては、次の事項を遵守いたします。

一、上記以外の目的では使用しません。

一、借用、搬送、展示の際破損等を最大限防止するための対策を講じます。

万一破損の場合、原状回復費用を全額申請者が負担します。

一、資料の公開・展示にあたり「岐阜大学教育学部附属郷土博物館所蔵」を表示します。

一、公開・展示関係の出版物を一部、岐阜大学教育学部附属郷土博物館に寄贈します。

一、デジタルデータ作成の場合は、データおよび掲載の記録媒体を寄贈します。

一、その他、岐阜大学教育学部附属郷土博物館の指示に従います。

(様式3-2)

所蔵資料借用許可書

年 月 日

様

岐阜大学教育学部附属郷土博物館長

岐阜大学教育学部附属郷土博物館所蔵資料の借用について、下記のとおり許可します。

記

1. 資料名 (文書名・番号など)

2. 貸付期間 (2 ヶ月以内)

3. 許可条件

- 一、上記の目的にのみ限ること。
- 一、借用、搬送、展示の際破損等を最大限防止するための対策を講じること。
万一破損の場合、原状回復費用を全額申請者が負担すること。
- 一、資料の公開・展示にあたり「岐阜大学教育学部附属郷土博物館所蔵」の表示を行うこと。
- 一、公開・展示関係の出版物を一部、岐阜大学教育学部附属郷土博物館に寄贈すること。
- 一、デジタルデータ作成の場合は、データおよび掲載の記録媒体を寄贈すること。
- 一、その他、岐阜大学教育学部附属郷土博物館の指示に従うこと。